

①

議 案 書

教育委員会
令和8年5月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第 3 4 号議案 …… 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	P 4 ～ 6
日 程 3	第 3 5 号議案 …… 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則	P 7 ～ 9
日 程 4	第 3 6 号議案 …… 長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	P 1 0 ～ 2 2
日 程 5	第 3 7 号議案 …… 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	P 2 3 ～ 3 2
日 程 6	第 3 8 号議案 …… 長崎市恐竜博物館運営協議会委員の委嘱について	P 3 3 ～ 3 6
日 程 7	第 3 9 号議案 …… 長崎市科学館運営協議会委員の委嘱について	P 3 7 ～ 4 1
日 程 8	第 4 0 号議案 …… 日吉自然の家運営協議会委員の委嘱について	P 4 2 ～ 4 5
日 程 9	第 4 1 号議案 …… 長崎市図書館運営協議会委員の委嘱について	P 4 6 ～ 4 9
日 程 1 0	第 1 7 号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（教職員の人事の内申について）	別 冊
日 程 1 1	第 1 8 号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（審査請求に関する事務）	別 冊

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 8 年 3 月 2 5 日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和 8 年 4 月 2 4 日定例会議事録案 . . . 別 添

第 3 4 号議案

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則（昭和 3 4 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表大浦中学校の項を削り、同表梅香崎中学校の項を次のように改める。

梅香崎 中学校	仁田佐 古小学 校	上小島 4 丁目（2 1 番及び 2 2 番の区域）、船大工町、本石灰町（諏訪小学校の通学区域を除く。）、丸山町、寄合町、中小島 1 丁目、中小島 2 丁目、西小島 1 丁目、西小島 2 丁目、館内町、稲田町、中新町、十人町、籠町、新地町、梅香崎町、椎の木町（1 1 番から 1 5 番まで、1 6 番 3 0 号から 1 6 番 4 0 号まで、1 7 番 1 1 号、1 7 番 1 5 号、1 7 番 1 8 号及び 1 8 番の区域）、高丘 1 丁目（大浦小学校の通学区域を除く。）、高丘 2 丁目、南町（大浦小学校の通学区域を除く。）、南が丘町、八景町（大浦小学校の通学区域を除く。）、星取 1 丁目、星取 2 丁目
	大浦小 学校	常盤町、相生町、大浦町、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、椎の木町（仁田佐古小学校の通学区域を除く。）、高丘 1 丁目（5 番 1 4 号から 5 番 2 2 号まで、6 番 1 3 号から 6 番 1 6 号まで、7 番及び 8 番 1 0 号から 8 番 1 7 号までの区域）、南町（1 4 番 1 号から 1 4 番 3 号まで及び 1 5 番 3 0 号から 1 5 番 3 3 号までの区域）、八景町（1 番 1 5 号から 1 番 1 7 号までの区域）、出雲 1 丁目、出雲 2 丁目、出雲 3 丁目、上田町、南山手町、松が枝町、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平 1 丁目、東琴平 2 丁目、西琴平町、小菅町（1 0 0 番地、1 5 5 番地 1 から 1 5 5 番地 1 2 まで及び 1 5 5 番地 1 4 から 1 5 5 番地 1 7 までの区域）、戸町 2 丁目（1 6 5 番地から 2 0 9 番地までの区域）、上戸町

附 則

この規則は、令和10年4月1日から施行する。

令和8年5月28日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

大浦中学校を廃止することに伴い、関係規定を整備したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 3 5 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則（昭和 6 1 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「、香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場」及び「、三和学校給食共同調理場」を削り、「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター、南部学校給食センター」を加える。

第 8 条第 1 項の表中「香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、」及び「、三和学校給食共同調理場」を削り、「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター、南部学校給食センター」を加える。

第 9 条第 1 項の表中「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター、南部学校給食センター」を加え、「香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、」及び「、三和学校給食共同調理場」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

令和 8 年 5 月 2 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

中部学校給食センター及び南部学校給食センターが設置されること、また、香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場及び三和学校給食共同調理場が廃止されることに伴い、関係規定を整備したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 3 6 号議案

長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市公民館条例施行規則（昭和 3 5 年長崎市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「公民館の利用の許可を受けようとする者は、」を「公民館（北公民館を除く。）の利用の許可を受けようとする者は、」に、「（北公民館にあつては、指定管理者。以下この条、次条及び第 1 2 条において同じ。）」を「に、北公民館の利用の許可を受けようとする者は、長崎市北公民館利用許可申請書（第 2 号様式の 2）を指定管理者」に改め、同条第 2 項中「公民館の利用を許可したときは、」を「公民館（北公民館を除く。）の利用を許可したときは」に改め、「第 3 号様式）を」の次に「、指定管理者は、北公民館の利用を許可したときは長崎市北公民館利用許可証（第 3 号様式の 2）を」を加える。

第 7 条第 1 項中「ときは、」の次に「公民館（北公民館を除く。）にあつては」を、「教育委員会に」の次に「、北公民館にあつては、長崎市北公民館利用変更申請書（第 4 号様式の 2）を指定管理者に」を加え、同条第 2 項中「教育委員会」の次に「（北公民館にあつては、指定管理者。この条及び第 1 2 条において同じ。）」を、「利用者に対し、」の次に「公民館（北公民館を除く。）にあつては」を、「第 5 号様式）を」の次に「、北公民館にあつては、長崎市北公民館利用変更許可証（第 5 号様式の 2）を」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「長崎市」及び「（利用料金）」を削り、同条第 2 項中「前項に規定する申請書」を「長崎市北公民館利用料金減免申請書（第 7 号様式の 2）」に改める。

第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

長崎市北公民館利用許可申請書

年 月 日								
(あて先)								
申請者 住所 氏名 電話 担当者 住所 氏名 電話								
次のとおり長崎市北公民館を利用したいので許可くださるよう申請します。								
利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	減免の有無	利用料金(円)			
利用年月日	開場	開演	終演	原状回復	入場予定数	入場料	営利等の有無	利用料金の合計額
許可年月日	許可番号							

第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第3号様式の2(第6条関係)

長崎市北公民館利用許可証

年 月 日					
様					
指定管理者 印					
次のとおり長崎市北公民館の利用を許可します。					
利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	減免の有無	利用料金(円)
				利用料金の合計額	

第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

長崎市北公民館利用変更申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所
氏名
電話

担当者 住所
氏名
電話

次のとおり長崎市北公民館の利用を変更したいので利用許可証を添えて申請します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	返還率	減免の有無	利用料金(円)

利用年月日	開場	開演	終演	原状回復	入場予定数	入場料	営利等の有無	利用料金の合計額

変更の理由

当初の内容	変更の内容
-------	-------

許可年月日	許可番号
-------	------

第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第5号様式の2(第7条関係)

長崎市北公民館利用変更許可証

年 月 日						
様						
指定管理者 <input type="checkbox"/>						
次のとおり長崎市北公民館の利用の変更を許可します。						
利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	返還率	減免の有無	利用料金(円)
				利用料金の合計額		

第7号様式中「第13条関係」を「第11条関係」に改め、「（利用料金）」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

長崎市北公民館利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所
氏名

電話

次のとおり長崎市北公民館利用料金の減免を申請します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	利用料金 (円)	減免額 (円)	減免後 利用料金 (円)
減免理由				利用料金の合計額		
				減免額の合計額		
				減免後の利用料金の合計額		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に印刷された改正前の長崎市公民館条例施行規則に定める第7号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

令和8年5月28日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

公共施設予約システムから出力される様式を追加規定したいのと、所要の整備をしたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市公民館条例施行規則新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 37 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----------|
| 1 | 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 のとおり |
| 2 | 長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例 | 別紙 2 のとおり |
| 3 | (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について | 別紙 3 のとおり |
| 4 | 財産の取得について | 別紙 4 のとおり |
| 5 | 令和 8 年度長崎市一般会計補正予算 | 別紙 5 のとおり |

令和 8 年 5 月 28 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 39 年長崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立桜馬場中学校の項及び長崎市立片淵中学校の項を削り、同表に次のように加える。

長崎市立桜坂中学校	長崎市片淵 3 丁目 2 2 番 2 2 号
分教室	長崎市魚の町 5 番 1 号

附 則

この条例は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

校舎の老朽化、生徒数の減少等を総合的に勘案し、桜馬場中学校及び片淵中学校を統合するのに伴い、両校を廃止したいのと、新たに設置する中学校の名称及び位置を定めたいので、この条例案を提出する。

「別紙 2」

長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

(長崎市ふれあいセンター条例の一部改正)

第 1 条 長崎市ふれあいセンター条例 (昭和 6 2 年長崎市条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

長崎市黒崎地区ふれあいセンター	長崎市下黒崎町5, 1 5 7 番地 1
-----------------	----------------------

(長崎市公民館条例の一部改正)

第 2 条 長崎市公民館条例 (昭和 2 6 年長崎市条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市黒崎地区公民館の項を削る。

別表第 1 中第 1 1 項を削り、第 1 2 項を第 1 1 項とし、第 1 3 項を第 1 2 項とし、第 1 4 項を第 1 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市黒崎地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、当該公民館を廃止し、長崎市黒崎地区ふれあいセンターを設置したいので、この条例案を提出する。

「別紙 3」

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和 2 年 3 月 1 3 日に議会の議決を得て締結し、令和 6 年 7 月 1 日に議会の議決を得て一部変更した(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 10,926,032,566 円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施に係る契約については、当該事業における給食の対象校を入れ替えることに伴い、契約の金額を変更する必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(令和2年3月13日議決)

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 9,423,204,884円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)(令和6年7月1日に議会の議決を得て10,008,913,005円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)に変更)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和18年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号
株式会社長崎学校給食サービス
代表取締役 山本徳憲

「別紙４」

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
学習者用タッチパネル式ノート型パソコン	19,010台

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

GIGAスクール構想に則する小学校のICT環境を維持するため、学習者用タッチパネル式ノート型パソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学習者用タッチパネル式ノート型パソコンの概要

- 1 O S Chrome OS
- 2 C P U インテル 3.6GHz
- 3 メインメモリ 4GB
- 4 e M M C 64GB
- 5 通 信 機 能 Wi-Fi

令和8年度 長崎市一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.1.5〔教育総務費・教育諸費〕 中学校部活動地域展開・地域連携費	23,070	2,984	11,400	-	-	8,686
10.2.1〔小学校費・学校管理費〕 教育ICT推進費	611	-	-	-	611	-
10.3.1〔中学校費・学校管理費〕 教育ICT推進費	387	-	-	-	387	-
10.4.2〔高等学校費・学校管理費〕 教育ICT推進費	3,000	3,000	-	-	-	-
10.6.2〔社会教育費・公民館費〕 長崎のもぞき恐竜パーク運営費（野母崎文化センター）	3,216	-	-	-	-	3,216
合 計	30,284	5,984	11,400	-	998	11,902

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
（抜粋）

（財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

〔以下、略〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(抜粋)

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(抜粋)

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

	千円
法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000
	[略]
	市(指定都市を除く。) 150,000
	[略]